

# 平成26年白老町議会全員協議会会議録

平成26年11月17日（月曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時05分

---

## ○議事日程

1. 北海道会計実地検査の概要及び取り扱いについて
- 

## ○会議に付した事件

1. 北海道会計実地検査の概要及び取り扱いについて
- 

## ○出席議員（11名）

1番	氏家裕治君	2番	吉田和子君
3番	斎藤征信君	4番	大淵紀夫君
7番	西田祐子君	8番	広地紀彰君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
12番	本間広朗君	14番	及川保君
15番	山本浩平君		

---

## ○欠席委員（3名）

5番	松田謙吾君	11番	山田和子君
13番	前田博之君		

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	白崎浩司君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局財政担当主査	富川英孝君
総務課長	大黒克己君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課環境グループ主査	浦木学君
生活環境課アイス施策推進担当課長	廣畑真記子君
産業経済課長	石井和彦君
産業経済課南工労働観光営業戦略担当課長	本間力君

産業経済課主幹	藤 沢 文 一 君
産業経済課主幹	池 田 誠 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

---

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それではただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は平成25年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについてであります。

それでは担当課の説明を求めます。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 皆様おはようございます。議会全員協議会開催に当たり私から一言お話を申し上げます。

平成25年10月に実施された会計検査院による北海道会計実地検査におきまして、本町の平成23年度重点分野雇用創出事業で実施した3事業が新規雇用失業者の募集手続き及び事務費の積算方法等が適切ではなかったとして同院調査官により指摘を受けたことによりこれまで協議を重ねてきたところであります。結果として平成26年11月7日付け同院の検査報告により指摘箇所については補助対象とは認められず、総額443万9,906円を北海道に返還することとなりました。このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、この事実を深く受けとめるとともに適正な執行を図っていくためにも職員の指導等をなお一層努める所存であります。以後、詳細を担当より説明いたしますので各議員におかれましては検査結果等の対応に関してご理解いただきますようお願いを申し上げます。このたびは誠に申しわけございませんでした。以上です。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） おはようございます。私のほうから平成25年度10月に実施いたしました北海道会計実地検査の概要及び取り扱いについてまずご説明させていただきます。資料に基づきまして1ページよりご説明いたしますのでご参照いただきたいと思います。

まず1番の共通事項でございます。（1）検査対象でございますが、これは北海道の基金事業といたしまして緊急雇用創出事業臨時特例基金それからふるさと雇用再生特別基金、この2本の事業で過去に各事業4項目記載されております。こちらが平成20年から24年に造成された基金ということで検査対象となっております。

（2）白老町の対象事業でございますが平成21年度のふるさと雇用再生特別基金の5事業、以下記載のとおりですが全58事業が白老町の対象事業となります。実地検査までの間、検査事前資料としまして受託事業者、担当等の連絡先、契約資料等を提出して確認を行っております。（3）実地検査の受検に指定された事業ということで道央圏を対象に今回全42事業、それから胆振管内としましては7事業、その7事業のうち白老町が3事業の対象となっております。白老町の対象事業名

としましては①エゾシカ防護柵設置・捕獲事業、所管が産業経済課になります。それから②アライグマ捕獲事業、生活環境課が所管となります。それから③アイヌ文化伝統衣服ルンペ製作伝承事業、こちらはアイヌ施策推進担当ということでございます。いずれも平成23年度重点分野雇用創出事業でございます。

2番目の会計検査の受検概要でございます。（1）受検日程および会場でございますが記載のとおり25年10月22日から23日で受検が行われております。続きまして2ページ目でございますが③所管になりますが会計検査院第二局厚生労働検査第二課各調査官で行なわれております。

（2）調査官からの指摘事業（返還となる該当事項）でございますが、①エゾシカ防護柵設置・捕獲事業でございますけれども新規雇用失業者6名のうち2名の募集方法について、前年度からの継続雇用等の状況から公共職業安定所等を通じた公募の手続きを経ずに採用したため、本事業における国の実施要領等では本町の雇用した2名は新規雇用失業者に該当しないという形で下されております。②アライグマ捕獲事業でございますが①と同様、新規雇用失業者3名のうち1名の募集方法について、鳥獣捕獲経験者であること等を採用条件としたことから、こちらも同じくハローワークを通じた公募手続きを経ずに採用したために本町で雇用した1名は新規雇用失業者に該当しないということでございます。③アイヌ文化の伝統衣服ルンペ製作伝承事業でございますが、当該事業に係る事務費の実績において会場使用料の算定根拠とした減価償却費の算定方法及び占用した場合の賃貸借収入に相当する損失費用の計上に誤りがあり当該事業に係る経費の該当はしないということの下されております。

3番目にいきますが指摘事項における対応状況及び会計検査院の判断でございます。前段説明いたしました①から③に関しましては受検日以降本年3月まで追加資料等の提出を行ってまいりましたが、結果といたしまして新規雇用失業者の募集手続き及び会場・会議室借上料の算定方法が適切ではなかったとして、平成26年8月26日になりますが会計検査院事務総局第2局長から北海道知事宛てに通知があり、その後指摘のあった過大に交付した補助金について北海道に返還させ今後の再発防止に対する指導監督に努めていく旨が北海道知事から同院に回答されております。この結果を受けて指摘された基金の返還にかかる作業について速やかに行うことということで北海道の雇用労政課長より通知があった次第でございます。以下米印につきましては日付と文書と番号とを記載させていただきます。

4番目の厚生労働省の見解としましては会計検査院の指摘事項に関しまして各事業として国に返還すべき事項との見解が平成26年3月10日付けで北海道経由にて通知されたことから、白老町としてもその事実を認めざるを得ず会計検査院検査結果及び指摘事項に関して当該事項の不備及び誤りがあった額を計算し返還するものでございます。この3月12日に通知されたことをもって上段になります。3番の会計検査院の判断ということでの各通知文・回答文書に流れるという次第でございます。

それから5番目に移ります。会計検査院平成25年度検査報告でございますが、先週になりますけれども11月7日付け会計検査院報告というものがございまして、会計検査院長より内閣総理大臣に

手交されております。その中の今回該当する項目といたしまして緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金に造成基金を補助の目的外に使用というタイトルで全国で全体9件、それから9,967万円相当額が目的外使用ということで公開されております。続きまして3ページ目に移りますが②の公開された内容でございます。11月7日付けで公開された内容につきましては基金事業の概要及び検査の結果として12都道府県及びその管内の134市町を対象に会計実地検査を行った結果、すみません、こちら6県の県が件数の件になっていますが都道府県の県ということで大変申しわけございませんが訂正をお願いいたします、続けて説明します、6県及び13市町、こちらの13市町のうち白老町を含んでおります、が実施した基金事業において受託事業の受託者等が新規雇用失業者を雇用しないで事業を実施したり、支払いの事実がない経費を計上したりなどしたため計9,967万1,713円がそれぞれの基金から過大に取り崩されて補助の目的外に使用をされていくと認められるという形で公開されている状況でございます。

6番、北海道への返還額及び日程でございます。(1)北海道への返還額でございますがそれぞれ①から③エゾシカに関しましては164万5,102円以下総額443万9,906円が道に返還する金額になります。なお返還金のうちアイヌ文化の伝統的衣服ルウンペ製作伝承事業の143万2,997円については受託者であるとアイヌ民族博物館が負担するものでございまして、本町の実質的な負担額は①、②の合計300万6,909円となります。続きまして(2)日程でございますが、この返還する金額に対しましては議会12月会議に上程を予定させていただきまして、平成27年3月末までに北海道へ返還するという形でスケジュールを立てさせていただきたいと思っております。

7番、再発防止ですが冒頭町長からもお話あったとおりこちらの指摘を踏まえてこのような事態の再発を防止し本町としても所管課に対する指導等になお一層努力を努めていきたいと考えております。

8番、各事業の詳細でございますが以降担当課より別紙の4ページ以降を説明させていただきたいと思っております。私のほうからは以上でございます。

○議長(山本浩平君) 石井産業経済課長。

○産業経済課長(石井和彦君) それでは私のほうから4ページから5ページについてのご説明を申し上げたいと思っております。1、白老町エゾシカ防御柵設置・捕獲事業について。(1)概要でございます。エゾシカによる農林漁業被害対策として追い込み柵を設置し捕獲を実施。

(2)事業費1,046万3,072円これは直接事業、平成23年度重点分野雇用創出事業でございます。

(3)受検日時、平成25年10月22日、14時から16時30分。

(4)担当調査官、会計検査院第二局厚生労働検査第二課、山縣純調査官。

(5)指摘事項、新規雇用失業者6名のうち2名の雇用募集について前年度からの継続雇用などの状況から公共職業安定所などを通じた公募の手続きを経ずに採用したため、本事業における国の実施要領等では本町で雇用した2名は新規雇用失業者に該当しない。

(6)経費の概要でございます。①指摘事項に関しての白老町から会計検査院の回答、平成25年10月30日に行っております。こちらにつきましては捕獲にかかわる臨時職員については専門性

を考慮して北海道猟友会白老部会へ責任者の選任を依頼し1名の該当者を推薦いただき指導的立場を担うことも考慮し採用いたしてございます。事務職員の1名につきましては白老ワークステーションに募集相談を行ったこと、総務課の臨時職員の情報などから前年度の経過等も考慮し該当者を採用したことになってございます。地元関係機関を通じての公募、地元職業紹介所を介して情報を得てそれぞれ採用されたものであり公募を周知しなかった状況もあります。本来の公共職業安定所への求人登録が前提であったものの、あくまでも特定の方を採用したのではなく新規雇用失業者であると判断する旨を回答してございます。

②の指摘事項に関しての会計検査院から厚生労働省への質問、平成26年2月27日でございます。厚生労働省では地域雇用失業者の採用に際しては広く失業者に対して公平な就業の機会を与えることを前提としていられることから、新規雇用失業者の要件を満たすことが前提であり本件のような採用手続きは北海道と白老町の認識は適切ではないのではないか。また適切ではない募集方法により採用された2名の人件費は基金事業の新規雇用失業者としての人件費として計上できるものかとの質問をしてございます。

5ページでございます。③の指摘事項に関して白老町から厚生労働省への回答でございます。平成26年3月3日に行ってございます。北海道猟友会白老部会へ適任者の選任を依頼し公共職業安定所と同様な公募を行ったことは事実である。事務職員については継続雇用期間は1年間であり公共職業安定所への募集は不要との誤った認識であった旨を回答してございます。

④指摘事項に関しての厚生労働省から会計検査院の回答でございます。平成26年3月12日に行ってございます。当事者2名の採用は新規雇用失業者としては計上できないと考える。

⑤会計検査院から白老町への通知でございます。平成26年3月12日でございます。公募手続きよらず採用した者については新規雇用失業者に該当しないと判断されることから2名の人件費については北海道の基金に返還すべき手続きをとることとなる旨の通知があったものでございます。

⑥返還決定額でございます。A職員分、賃金9万6,720円、社会保険料1万5,292円、B職員、賃金14万3,010円、社会保険料7万80円、合計164万5,102円となっております。米印の1につきましては日額の金額を算定したものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それではアライグマ捕獲事業についてご説明いたします。資料につきましては6ページと7ページであります。（1）事業概要についてです。事業の目的としては平成16年に初めてアライグマが白老町で確認されて以来捕獲数は年々増加している状況であり、生息域が広がり一次産業に対する被害や家庭菜園などの生活被害が増加していることから生態系を維持するため駆除事業を実施したものであります。記載はしていませんが事業実績につきましては雇用者数延べ3名、雇用日数延べ486日間、捕獲頭数につきましては151頭であります。

（2）事業費についてであります。直接事業として737万4,122円の事業費であります。

次に（3）から（5）までの会計検査の概要であります。（3）の会計検査の受検日時及び（4）の担当調査官につきましては記載のとおりであります。

(5)の指摘事項についてであります。新規雇用失業者3名のうち1名の募集方法について鳥獣捕獲経験者であることなどを採用条件等としたことから、公共職業安定所を通じた公募の手続きを経ずに採用したため、本事業における国の実施要領からは雇用した1名は新規雇用失業者に該当しないと指摘であります。

次に(6)経過の概要についてであります。①指摘事項に関して白老町の考え方を会計検査院に平成25年10月30日に回答してあります。その内容です。アライグマ捕獲事業には専門的な知識や経験が必要なため最低1名は捕獲経験者かワナ猟の免許保有者であることが望ましいと考えていましたが、事業を開始する4月までに捕獲経験者等があらわれる確率性がない状況であったため北海道猟友会苫小牧支部白老部会に対して適任者の推薦依頼を行ったところであり、猟友会からの推薦者はなかったもののワナ猟の技能講習修了者である者が適任ではないかとの助言をいただき、その方に確認したところ休職中であったため採用したものであり、町としては猟友会への推薦依頼をしたことから公共職業安定所の求人登録にかわる公募活動を行ったと回答しております。

②指摘事項に関して会計検査院から厚生労働省への質問が平成26年2月17日に行われています。問い合わせ事項につきましてはエゾシカ捕獲事業と同様の内容であり特定の団体に対する推薦依頼が公平な就業機会を与えたことになるかとの質問であります。

③指摘事項に関して厚生労働省に対し白老町の回答を平成26年3月3日に行っています。捕獲事業には生息場所やワナ掛けの知識が必要との判断から北海道猟友会苫小牧支部白老部会へ適任者の依頼をしたこと踏まえ公共職業安定所と同様な公募を行ったと回答しております。

7ページです。④指摘事項に関して厚生労働省から会計検査院に対する回答が平成26年3月12日に行われています。その内容につきましては公募といたぐたく新規雇用失業者としては計上できないとの回答であります。

⑤会計検査院から白老町に対し平成26年3月10日付けで通知がされています。厚生労働省の見解から公募手続きによらず採用した上で雇用した者については新規雇用失業者に該当しないと判断されたことから、該当者の人件費については北海道の基金に返還すべき手続きをすることとなる旨通知があったものでございます。

⑥返還決定額です。臨時職員賃金118万8,368円、日額9,600円掛ける121日間と時間外手当分であります。社会保険料17万3,439円、合計136万1,807円であります。以上でアライグマ捕獲事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(山本浩平君) 引き続き、廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長(廣畑真記子君) それでは8ページでございます。アイヌ文化の伝統的衣装ルウンペ(木綿衣)製作伝承事業についてのご説明をさせていただきます。概要でございます。アイヌ民族の伝統的衣装製作技術の伝承者が減少していることから伝統技術を承継する人材を育成ということでございます。これにつきましては約半年間で10名の方で各2枚ずつ伝統衣装をつくるという作業で伝統技術を継承するスキルを磨いていただいているということの事業でございました。

事業費1,331万1,003円ということでございます。事業費のうち補助確定額は1,329万5,000円これが委託契約金額となっておりますが、補助事業確定はそれから1万6,003円多くなった形で補助事業の確定をしております。受検日時、25年10月23日でございます。担当調査官は会計検査院第二局厚生労働検査第二課の澤井剛司調査官でございました。調査官の指摘事項でございますが当該事業に係る事務費の実績において会場使用料の算定根拠とした減価償却費の算定方法及び占用した場合の賃貸借収入に相当する損失費用の計上に誤りがあるということであるということで当該事業に係る経費には該当しないのではないかという指摘がございました。

これ以降経過の概要でございます。25年10月31日に白老町から検査院への回答をいたしました。かいつまんでお話をさせていただきますと10月31日の回答におきましては当初受検時の算定から償却後の簿価ではなく当期償却額とした算定に変えたこと。それから償却のチセの価格を当初のアイヌ文化振興・研究推進機構からアイヌ民族博物館受託し建築した施設を参考にした933万4,435円という当初の金額からアイヌ民族博物館のチセ保険料の平均価格1,389万6,250円にチセの価格の変更をして算定をし直しております。

またアイヌ民族博物館には学芸員講話を受けた場合の規定がございまして、それは会場使用料は1回当たり2万円を徴収する規定があったということでそれも付記をしまして回答をいたしました。その際に白老町からは当初算定に単純な計算上の誤りはあったものの当該施設が建築基準法上の適用除外施設であること、それから文化財的施設であることを考慮しながら他に前例のない中で会場使用料1日1万円を設定したことは本町の見解として妥当であったと判断する旨の回答を北海道を經由し提出をいたしました。

その後26年3月17日でございますが、検査院のほうから白老町に対しましては平成16年1月9日に供用開始した施設であるとすれば23年4月8日の本件事業開始時には7年が経過し減価試算は発生しないのではないかという言葉でございました。

そして次に白老町から検査院に対して3月26日でございますが、委託事業（ウルンペ製作作業）期間中は作業の支障とならないよう、通年開館の展示施設である当チセを閉館し製作会場として占用したため緊急雇用創出事業に関するQアンドAこれは北海道経済部雇用労政課の作成しているものですが、それに基づいて受託者所有施設を事業で使用する場合に損料の計上が認められているということを根拠として、償却額と同程度1万円を1日当たりの使用料として計上したということで再度回答しております。

そして本年4月3日でございますが1時間2万円の講話のときの施設占用料でございますが、これは講話の際に発生するものであり本事業の対象、参考とはなり得ないと。また施設に係る減価償却費が7年を経過したということでもって発生していないという当該事業で計上した施設使用料は基金に返還する必要があるという見解が伝えられたところでございます。

次に⑤としまして返還決定額でございますが、会場借上費として144万9,000円こちらは138万円プラス消費税の額でございます。そして事業主負担額これは冒頭お話ししました補助事業確定のときの総事業費で委託金額を超えている部分1万6,003円でございます。合わせましてこれを会場借上



料から減をしてもいいという会計検査院からのお話がございます、その1万6,003円を引きました143万2,997円こちらは返還決定額となったところでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ただいま各担当課から詳細な説明がございました。この件について質疑を行いたいと思います。質疑のあります方はどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君）　まずエゾシカとアライグマのほうなのですが、③のウルンペの製作のほうは検査院との見解の相違があつてこういう数字になるのかという気がするのですが、1番のエゾシカとアライグマについてはこれは条件が最初から示されていた補助金だと思うのです。それで狩猟に関しての猟友会の白老支部等に紹介を依頼したと。もしそこで通常どおりの流れで、今回はまた違う形になっていますが、紹介をいただいた人がもしいただいてからも職業安定所のほうに登録をしたという形になれば、この両方の補助金に関しては返還しなくていいという形になるのかどうなのか。その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君）　本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）　こちらの資料でご説明しているとおり、まず新規雇用失業者という緊急雇用事業の大原則に関しましては雇用失業者という一くくりになります。当然のことながらその雇用者に対する地域事情の中で狩猟免許等の諸条件が公募の中で下されるということでございまして、たらればでございますが仮に求人をきちんとハローワークに届け出すことでいけば今回の事態には及ばなかったということでございます。これに関しましては新規雇用失業者という大前提の中で取り扱うということが当初からの取り組みでありますので、地域事情は地域事情だったとしても手続上愈った状況でございますのでこちらに関しましては会計検査院さらには厚労省としても認めないということの見解でございます。以上です。

○議長（山本浩平君）　10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君）　職業安定所に町側からこういう方を募集しますという登録をしたとします。安定所からの紹介ではなくてもほかから来た場合でも補助金の返還ということにはならない。安定所にとりあえず登録をすれば補助金返還というのは免れるという理解でよろしいのかどうか。

○議長（山本浩平君）　本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）　まず公募という公の募集ということの解釈になると思います。こちらは広く公募を行う事例とすれば基本はやはり公共職業安定所いわゆるハローワークに求人票を出すということが広く基本として行われている事実でございます。それに変わるものとすれば例えば町の広報だとか特定の方に新規雇用失業者として手を出すではなく、委託事業、直接事業にかかわらず当該事業に行うためには公募という大原則を行うということが必須条件となっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君）　10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君）　今後の再発防止ということに関しましても、この書類に載っています

が担当者がどうしても1人で担当する場合に抜けてしまうところが若干出てくるかと、人間ですから間違い、ミス等あると思います。確認をする作業はやっぱり必要だという気がしておりますのでその辺の対応もご検討願えればと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） これに関しましては資料にも記載しておりますが、やはり新規雇用失業者これは別事業であったとすれば1年間失業者に関しましては一定の手続きを経て行えるという条件もございました。単にこちらは実際継続をする上での手続きを怠ったという事実でございまして、これに関しては今後ないように再発防止策を行っていきたいと思いますし、またこれに関しましては起債58事業まだ5カ年という対象となっておりますので、今後のチェックに関しましては既に行いながら対応をしておりますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。読んでいまして率直に感じるところをちょっとお聞きしたいのですけれども、かなり専門性が必要なものであったその部分と一般公募との関係というのはどうなのか。一般公募でいってそういう専門的な人たちが応募してくれるのかどうなのかという点と甚だ疑問に思うものですから。だから町がとった態度というのは当たり前ではないのかと。そのあたりの関係というのはかなり微妙なのですけれども一般公募との関係が1つ。

それからそういう微妙な解釈を勝手にやったのではなくて道の指導を受けながらやったのではないかというふうに思うのですが、道がきちんとした説明、解釈を伝えていたのかどうなのか。そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 一般公募と条件、技術等の付する項目でございましてけれども、先ほど小西議員のお話もございましたとおり、公募に関しては大原則という形になります。その中で今回のワナ猟の資格であったり、またほかの事業に関しましても運転免許等の諸条件等が付する項目になってございます。これに関しましては地域事情も当然ございましてなかなか技術者を確保する上での取り扱い上非常に求人を出したとしても採用にまで至る方が少ないという事情は白老町も含めて北海道もこういった事情を会計検査院、厚労省にもこういった事情をお伝えしていただいております。その中で結果この公募の手続きをしなかったということが今回になっていきますので、これに関しては地域事情を考慮していただきたいということは再三申し上げた状況でございまして。ただ結果としてやはり公募が大原則であったということで今回には該当されないという状況でございまして。

○議長（山本浩平君） 今の質問は道の指導を受けてやったのではないかということです。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 結果道に関しましても厚労省の見解どおり基本原則は基本原則ということでございまして、実質23年度事業としては確定した事業でございまして今回の検査会計実地検査における指摘ということで、当然のことながら道が一

度確定を出した事業としても最終的には白老町が事業主体となりますので指導は指導として基本原則はあるのですが、我々と同様に実務者レベルのきちんとした対応が当初できなかったということですので基本は道としても指導範疇も公募という原則がございますのでその扱いとして最終的に自治体が返還するという行為になりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 公募という一つの形に当てはまらなければだめだという理屈はわかるのだけれども、道も指導した観点で解釈していた。それでは道の責任というのも問われるのかどうなのかということになります。それが1つ。

もっと根本的にいうと地方分権という精神というのは、お金をあげる、そしてその地方の事情によってそれを上手に使えと。ちょっとしたそういうミス、国との思いの違いがあったとしてもそこら辺は何とかやりくりで、目的に使ったのであれば、全然目的外に使ったのであればクレームはつくかもしれないけれども、エゾシカだとかの駆除という形で使った、その手法がちょっと違っていたということは許される、それが地方の権利を守るということでないか。地方分権の立場からいったってこんな細かいところにクレームをつけて、そして金を引き上げてしまうというこのやり方にはものすごく腹が立つのです。そうではないだろうという気がするのです。そのことが道の指導を受けてやったとすれば、町と道の関係で国にそれを認めさせるというようなそういう手立てをとれないものなのかどうなのか。そのあたりの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 実質3月、4月までこれは会計検査院さらには厚労省の会計検査院からも質問事項、確認事項がありまして北海道経由で我々白老町とまず地域事情を踏まえた対応の考慮はいただきたいということは再三申し上げてきたのも事実です。これに関しましては繰り返しになりますけれども公募の手続き、厚労省の大原則論の公募を経ずに行ったと。これは新規雇用失業者を救うための緊急雇用事業これは国の厚労省が各予算を組みまして道が基金を造成したという流れで、その基金事業の中で白老町として申請を出して補助事業者というのが白老町となります。ということの手続きができれば認めていただければ最終的にはこの場面はなかったと思うのですが、結果として公募の手続きを経なかったということが今回の対象事業にならないということがございます。以後当然地方としましてもこういった細かな詳細手続きをきちんとやることで、国の事業や道の事業を有効活用するというのが大前提でございますので、再三繰り返しになりますけれどもこのような事態が起きないように、我々としても国や道の補助金の活用を今後も慎重に行いながら有益な事業を取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。私はちょっと考え方が違ひまして、やっぱり国のお金を雇用に使いなさいと、仕事がなく大変な人に使いなさいということでこれは国のお金ですのでやっぱり公平性、みんながその公募をわかっている、みんなが同じ条件の立場に立たされなければ

ならないというのが大前提だというふうに捉えています。その中で特殊性だとかそういったことは地元の都合と仕事の内容であって、公募で雇用しなさいということは全面的な全員に平等に与えられた権利だと思いますのでこのことは守らなければいけなかったというふうに思います。そのことで1点、私はこういう問題が起きるといのはやっぱり職員といのは何年かで変わります、担当課も。大原則と先ほど課長おっしゃいましたけど、雇用に対して、それから国のお金を使うときの条件というのがきちんとあると思うのです。道を通そうと何しよう。その原則的なものが次にきちんと継承されるというか、きちんと伝えて引き継ぎができるという基本的な部分をやっておくべきだというふうに今回のこの問題でそのことがやっぱり一番大事なのではないかというふうに感じたのですがその点のお考えについて伺いたいと思います。

それで6名中2名と3名中1名ということは、私はこれを聞いて6名ではなくて4名は公募をしたのか、2名だけはいたから足りない分を公募したのかと思ったのですがその辺を確認したいと思います。

それからアイヌ文化の伝承衣類ウルクペの製作伝承作業、ずっと内容を読んでいまして、これは町がお返しすることではないのですけれども、これを引き受けたアイヌ博物館でお返しをしなければならぬということになるわけですし、私はこれもそうだと思うのです。原則的なことを誤ってしまうということは大変残念なことだと思うのです。必要経費を出すときにはなぜそういう必要経費が認められているのかということもきちんと原則を見極めて、本当にそれが対象となるかどうかということを見極めて担当課に向こうとの連携、委託先となるのか、その連携をとるべきことをちょっと抜けたのかというふうに思うのです。それと同時にこれだけのお金をまとめて返すというのはここも大変なことだというふうに思いますし、それから今後こういったことが出てこないための予防策、こういうことが出てしまうと、これはこれに使いなさい、あれに使いなさいとくるわけではないですよ。こちらのほうとして必要な事業を組み立てて使っているわけですからそういった部分ではやはり連携を密に取りながら、こういったことが2回、3回と起きてしまうと行きたくないのではないかという気がするのです。そのことが一番怖いというふうに思うのです。だからそういった部分の連携を密にするということが今後の大きな課題だと思うのですがその点伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） アライグマとエゾシカのほうの今回それぞれ認められなかった部分以外の方で両方にまたがりますので私のほうでお答えさせていただきます。求人票自体を出す手続きとしては全般的に置かれ原則行っていました。残念ながら認められなかった部分というのが前段別な事業で継続して行った方々が実際ハローワークに出さなかったということで不備があったということでございます。それ以外の方に関しましては求人票を出していたということと、それからの1名の事務職員に関しましてはこれも単に白老ワークステーションこちらが公募として一部の職業事業紹介所という位置づけはあるのですが、あくまで職業安定所のように多面的な公共職業安定所の機能ではないということもございまして、それが実質公募

の手続きを行っていないということで下された状況でございます。

それからそれぞれの事業の部分に関しましては当然のことながらの労働担当側のほうとしましては募集に関しましては逐次掲示板等で行いまして、その事業の内容に関しましてはそれぞれ今回のアイヌの事業もそうなのですが対象事業としてのQアンドAも含めて実際申請段階までではチェック体制は少なからず行っていたという状況でございます。今回経費としての見込みの部分に関しましては本当に単純な計算ミスでございますので、これも当時防げなかったかどうかというところも防げたという形も当初取れたかもしれません。ただ実際これはこういった事実でございますのでこちらもこういったケアレスミス等がないように今後も万全の対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） それともう1点。先ほど道を通じて道は了解をしたということが一つ大きな問題だと思うのです。やはり地方自治体、市町村でしっかりいろいろな組み立てをして引き継ぎをしたりこれでいいのかということはやっぱり心配事項があるから道を経由して国に行くのだと思うのですけれども、国の担当職員も基本的なことをきちんと、これは道の言いなさいというわけにはいかないのでしょうかけれども、道は指導体制を組んでいるということになるわけですから、その指導体制が悪かったということで責任持てとかそういうことにはなかなかならないのかもしれませんが、その指導体制に誤りがあったということは道もきちんと認めてもらえるのならもうと先ほどいっていましたが、もらえるとかそういうことよりも今後そういうことのないような指導体制、道もしっかりきちんと事務体制のあり方を再度見直ししてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 道の責任というところの位置づけでございますが、こちらに関しましては先ほどの資料にも9月2日付けの北海道知事宛での回答文書というもののの中に指導監督部分に関しましては適切ではなかったと北海道も白老町含めて各市町村においての指導部分が不備であったということはこの文章の中で認められております。ただ結果として先ほども申しましたがこれは補助事業者が自治体ということの位置づけになります。そうであれば基金事業に関しましてはその事業主体者、13市町が今回白老町含んで該当しておりますが6件分に関しては都道府県の直接でやられた事業もございます、それも同様に今回の対象になっていないという事実もございますので、北海道に関しましてはそういった指導監督については徹底するという、我々もこの事業をもらうためにはきちんと詳細も含めた手続きを万全な対応を今後も努めていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。中身はわかりました。問題は根本的な原因が何かということと再発防止策だと思うのです。それも今示されました。大多数の市町村が引っ掛かっていないのです。そういう中でなぜ白老が引っ掛かったかということなのです。どこに甘さがあったとい

うことなのです。当然このことが余り追及されると職員の皆さん方は仕事やりづらくなります。補助事業でもやらない、なるべく安全にやったほうがいいだろうと。そういうことが僕は一番懸念しなければだめなことだと思っております。

それでなぜ起こったかという根本的な問題。例えば政治判断もあるかもしれませんが、職員が減っているこの影響がないのかどうか。給料が低下しているためのモチベーションの低下。これは町長は何ぼ口が裂けてもそれがありませんなんて言えるわけがないということは十分承知しています。しかし我々が見ている範囲でそういうことが影響しないとは考えられないのです。特に幹部職員14%もカットされているということが本当に影響しないのかどうか。こういうあたりを答弁で具体的にいらないけれども幹部の皆さん、理事者の皆さんがそういうことを考えないと再発防止策につながらないのではないかと思います。ですから政策づくりこういうものも含めて役場組織のあり方をどうするのかというあたりが今回のこのことを教訓にして、単に起きないとか起きるとか事実がどうだったのかというレベルの話ではない解決の仕方を考えてほしいのです。幹部の層が薄すぎる。ですから今必要なのは仕事に対して補助金を積極的にやるためには今回の問題というのは逆作用として非常にマイナス面に作用する。それは危険なことはやらないとなったら白老のまちがどうなるかということです。そういう視点からこの問題を見たら、やっぱり給料の問題そして組織のつくり方の問題、減らせばいいかという問題こういう幹部政策、ここをきちんと一つは考えていただきたいと思うのですけどこの点が1つ。

それと実は私も4年間町の監査をやらせてもらいました。この中で一番気をつけたのは何か。一回のチェックでは人間は絶対にだめなのです。間違ったとか無理だとかという範囲のことは言ってもだめなのです。議会で議論をしてもだめなのです。違うのです。そういうことが起きないようにするためには二重のチェック機能、三重のチェック機能をどう構築するかということなのです。それが上に上がれば上がるほど違うのです。ですからきょう山本理事は出席されていませんけれども、道との関係でいえばそういうことがチェックできる体制をつくる必要があるのではないですか。私はそういう厳しさそれが必要だと思うのです。ですから単なるお金を返すのがいいとか悪いとか、間違っただけでいいとか悪いとかそういうレベルの話ではないと思っています。ですから幹部政策と再発防止というのは下からチェックをどう高度にしていくか。ここのところがきちんとしてないと僕は同じ問題が起こると思うのです。なぜか、人が減るからです。ですからそこをチェックするというのは違った角度からチェックできることを考えないとだめなのです。理事者や幹部職員はそこをどうやるかというあたりを考えないと。考えるためにはやっぱり職員の待遇や層を含めて考えなくてはいけないと思うのだけどそこら辺が私が聞きたいところです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず私も今回返還になるということに対してその事実行為として素直にお詫び申し上げますが、今ご指摘のあった何項目かこの部分についてもやはり根本は再発防止のためにはどうしたらいいのかというようなことを自分も当然考えました。まず一つこういうことがあったから補助事業を減らすとか安全策をとるといった考え方は本末転倒の考え方なのでそういうこ

とにはなりません。やはりまちづくりのために国の有効な手立てを使って有効な事業をやっていくというのは今の制度の中では大いに活用をしていながら有効な事業を執行していくという思いは当然のことながらそのとおりでというふうに思います。ただそういう中で返還になった状況といえますか、そこがどういうことなのかというようなことで今何点かご指摘ありましたけれども、少なからずそういう状況が見受けられるというのは指摘のとおりなのかというふうに思っています。確かに職員が減員になってきている、あるいは職員のモチベーションがどうなのかと。あわせて補助事業を受けたときの職員の組織体制はどうなのか。そこら辺の持ち方が2項目めに指摘のあったチェック機能の体制そこら辺が今回の教訓として必要なのかというふうに思っています。繰り返しますが私は補助事業を執行するというのは有効な補助事業があれば大いにやるべきだというふうに思っていますけれども、その受け入れ態勢としてどう体制を構築するのか、これは今回の反省に立った中で二重三重のチェックあるいは先ほどの職員が減っているという中では課長職が実務者になっているというのは反省しなければだめだと。幹部職員の管理職員がチェックをする体制あるいは指導機関である道あるいは国との交渉にも幹部職員が実際には確認するというようなことを含めて補助事業を受けたときの対象のあり方というのは今の体制云々から考えると少し体制を考えなければだめなのかというふうに思っています。いずれにしても先ほどご指摘の各項目について私のほうも今回の再発防止と何行かで書いていますけれども、そういうことではなくて文言に入っていない部分としては体制のことについては今後、毎年毎年こういう補助事業をいただくわけですからそういう中では整備というか、そういう体制をとっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今回の問題について私は今大淵議員のおっしゃっていることも非常によく理解できますし、今回の件に関しては初歩的な手続きミスが見過ごされたというすごく残念な結果だったと思うのですがけれども1つだけ疑問に思っていることをお伺いしたいと思います。これは25年10月22日に会計検査院が白老町のこの件について検査され、そして昨年10月30日と31日に報告が出ているわけです。回答というか。会計検査院が白老町に質問されているわけです。その中でなぜ今回まで時間がかかったのかというのがすごく不思議なのです。というのは3月12日で会計検査院から白老への通知これはアライグマとエゾシカの問題、それからアイヌ文化のほうは3月26日白老から会計検査院の回答がありまして同じく26年4月3日に会計検査院から白老の見解ということで、かなり前に結論みたいなものを言われて白老町さんちゃんとしなさいということ言われて9月に改めてこういうものが来てそれから約2カ月もたっていると。これは一体どういうことなのかと。私は手続き的にこういうような問題は事前に3月、4月の段階でわかっていたことなのだから、きちんとしたものが来た段階でもっと早くに議会への説明ができたのではないかと思いますけれども、それができていないような気がして残念で仕方がないのですがその辺は理事者側はどのように把握されて、きょう議会の説明というふうになったのでしょうか。そこを1つだけ教えてください。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） ちよつと言葉が足りなくて申しわけないのですけれども、今回の対応に関しましては一つ行政機関に保有する情報の公開に関する法律というものがございます。この法律に基づきまして手続きを行ってございまして11月7日に今回の公開されている時点まで公開してはならないという法律上の取り扱いがございまして。監査、検査だとか、それから取り締まりまたは試験、租税だとかそういった行政情報にかかわる部分に関しましての公開は国が公開するまで都道府県それから自治体は開示してはだめという取り決めがありまして、今回の11月7日以降の議会の説明ということになっていきますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） そういう取り決めがあるということは何らかの理由があつてそういう取り決めがあると思うのですけれども、これは私たち自治体で事業したものを返還しなければいけないわけですね。自治体にとっては非常に大変な問題なわけですね。それなのにもかかわらずそういうふうな国のほうで取り決めしているというのはどういう理由があるからなのかしら。自治体にとってはもっと早くにわかつて本当は議会ともっと早く相談してきちんと対応できるような体制をとらなければいけないわけですねと私は思うのですけど、それがなぜなのかそれがすごく不思議なのですけどそこをもう一回お願いします。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 国の機関からこういった取り扱いの文書通知等のやりとりがある中で、先ほどいいました今回の会計検査の中でそういった事務に関して正確な事実の把握を困難にする恐れ、または違法もしくは不当な行為に容易に発見を困難にさせる場合があるものは開示してはならないということがありまして、今回の文書に関しましては国の通知文、道の回答文等が実際この中に本来入れることによってもうちょっときちんご説明ができるかと思うのですが、実際のやりとりで、物のやりとりで誤解が発生するという事実、会計検査院、国のほうからその前段のやりとりに関しましては議会も含めた住民には公開してはならないという通知をこの法律でいただいておりますので、このやりとりの中で誤解は生じないかもしれないのですがルールとしましては今回の場合ですと11月7日の総理大臣の施行それからの公開という原則の中でそれまでは議会にも説明してはなりませんというルールがございましたので今回の全員協議会のタイミングになったということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） その部分は国のほうの形だということでよく理解しました。

ただ、きょう説明されたということ、3つの件につきましては町側としては全てきちんとした形で処理できるというふうに理解してよろしいですね。そこだけ確認させてください。終わります。

○議長（山本浩平君） 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 今回の説明を踏まえさせていただきまして補正予算のほうの上程をさせていただき、3月の末までの返還をするという手続きで対



応させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君）　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって平成25年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについての説明を終了いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君）　本日の全員協議会を閉会いたします。